

日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る
発議手続及び国民投票に関する法律案（仮称）・大綱
目次（全体の構成）

2006年5月17日
民 主 党

- 第一 趣旨
- 第二 憲法改正国民投票の実施手続
 - 一 総則
 - 二 国民投票広報協議会及び憲法改正国民投票に関する周知
 - 三 投票人名簿及び在外投票人名簿
 - 四 投票及び開票
 - 五 国民投票分会及び国民投票会
 - 六 憲法改正国民投票の効果
 - 七 憲法改正国民投票無効の訴訟等
 - 八 再投票及び更正決定
 - 九 その他
- 第三 国政問題国民投票の実施手続
 - 一 案件の発議
 - 二 投票の効果
 - 三 準用
- 第四 国民投票運動に関する規制等
 - 一 投票事務関係者の国民投票運動の禁止
 - 二 中央選挙管理会の委員等の国民投票運動の禁止
 - 三 投票日前の国民投票運動のための広告の放送の制限
 - 四 政党等によるテレビジョン放送・ラジオ放送及び新聞広告
- 第五 罰則
 - 一 投票干渉罪等及び投票の自由・平穩を害する罪
 - 二 国民投票運動の規制違反の罪
 - 三 国外犯
- 第六 国会法の一部改正
 - 一 憲法改正の発議のための国会法改正
 - 二 国政問題国民投票に付する案件の発議のための国会法改正
- 第七 附則
 - 一 施行期日
 - 二 その他

日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る 発議手続及び国民投票に関する法律案（仮称）・大綱

2006年5月17日

民 主 党

第一 趣旨

この法律は、日本国憲法第96条に定める憲法改正についての国民の承認に係る投票（以下「憲法改正国民投票」という。）及び国政における重要な問題についての国民投票（以下「国政問題国民投票」という。）に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議及び国政問題国民投票に付する案件の発議に係る手続を整備するものとする。

第二 憲法改正国民投票の実施手続

一 総則

1 憲法改正国民投票の期日等

憲法改正国民投票は、国会が憲法改正を発議した日から起算して60日以後180日以内において、国会の議決した期日に行うものとする。

内閣は、憲法改正国民投票の期日に係る議案の送付を受けたときは、速やかに、総務大臣を経由して、当該憲法改正国民投票の期日を中央選挙管理会に通知しなければならないものとする。中央選挙管理会は、総務大臣から通知があったときは、速やかに、憲法改正国民投票の期日を官報で告示しなければならないものとする。

2 憲法改正国民投票の投票権

日本国民で年齢満18年以上の者は、憲法改正国民投票の投票権を有するものとする。ただし、憲法改正案の内容に応じ、両議院の議決により、当該憲法改正案に係る国民投票に限り、年齢要件を下げるができるものとする。

成年被後見人は、憲法改正国民投票の投票権を有しないものとする。

3 憲法改正国民投票の執行に関する事務の管理

憲法改正国民投票の執行に関する事務は、中央選挙管理会が管理するものとする。

二 国民投票広報協議会及び憲法改正国民投票に関する周知

1 国民投票広報協議会（仮称）

憲法改正の発議があったときは、その国民に対する広報に関する事務を行うため、国会に、各議院においてその議員の中から選任された委員で組織する国民投票広報協議会を設けるものとする。（この設置根拠規定は、国会法に置くものとする。第六の一の4参照。）

委員の員数は、憲法改正案の発議に係る議決がされた際衆議院議員であった者及び参議院議員であった者各十人とする。

国民投票広報協議会の委員は、各会派の所属議員数の比率を踏まえて、各会派に割り当て選任するものとする。ただし、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て選任した場合には反対の表決を行った議員が一人も選任されないこととなるときは、各議院において、これらの議員のうちからも委員を選任することができる限り配慮するものとする。

国民投票広報協議会は、憲法改正案、その要旨及び解説、憲法改正案に対する賛成・反対の意見その他の事項を掲載した国民投票公報の原稿の作成その他憲法改正案の広報に関する事務を行うものとする。

憲法改正案広報協議会が、この事務を行うに当たっては、憲法改正案、その要旨及び解説に関する記載又は発言については客観的かつ中立的にこれを行うとともに、その賛成・反対の意見の記載又は発言についてはこれを公平かつ公正に扱うものとする。

2 憲法改正国民投票に関する周知

総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、憲法改正国民投票に際し、憲法改正国民投票の方法、この法律に規定する規制その他憲法改正国民投票の執行に関し必要と認める事項を投票人に周知させなければならないものとする。

中央選挙管理会は、憲法改正国民投票の結果を投票人に対して速やかに知らせるように努めなければならないものとする。

三 投票人名簿及び在外投票人名簿

1 調製

市町村の選挙管理委員会は、憲法改正国民投票が行われる場合においては、投票人名簿及び在外投票人名簿を調製しなければならないものとする。

2 登録

市町村の選挙管理委員会は、中央選挙管理会が定めるところにより、一の2により国民投票の投票権を有する者で憲法改正国民投票の期日前50日に当たる日（以下「登録基準日」という。）において当該市町村の住民基本台帳に記録されている者等を、投票人名簿に登録しなければならないものとする。

市町村の選挙管理委員会は、国外に住所を有する一の2により国民投票の投票権を有する者で、（ア）登録基準日において当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者、及び（イ）在外投票人名簿の登録の申請をした者を在外投票人名簿に登録しなければならないものとする。

四 投票及び開票

1 一人一票

憲法改正国民投票は、憲法改正案ごとに一人一票に限るものとする。

2 投票管理者及び投票立会人

投票管理者及び投票立会人に関し、必要な規定を置くものとする。

3 投票用紙

投票用紙は、国会の発議に係る憲法改正の議案ごとに調製するものとする。

4 投票の方式

投票人は、投票所において、憲法改正案に対し賛成するときは自らの記号を記載し、反対するときは何らの記載をしないで、これを投票箱に入れなければならないものとする。

5 開票管理者及び開票立会人

開票管理者及び開票立会人に関し、必要な規定を置くものとする。

6 投票及び開票に関するその他の事項

憲法改正国民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法中衆議院比例代表選出議員の選挙の投票及び開票に関する規定の例によるものとする
こと。

五 国民投票分会及び国民投票会

1 国民投票分会及び国民投票会

国民投票分会及び国民投票会に関し、必要な規定を置くものとする
こと。

2 憲法改正国民投票の結果の報告及び告示等

中央選挙管理会は、憲法改正国民投票の結果の報告を受けたときは、直ちに、投票総数、憲法改正案に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数並びに憲法改正案に対する賛成の投票の数が投票総数の2分の1を超える旨又は超えない旨を官報で告示するとともに、総務大臣を通じ内閣総理大臣に通知しなければならないものとする
こと。

内閣総理大臣は、の通知を受けたときは、直ちに、に規定する事項を衆議院議長及び参議院議長に通知しなければならないものとする
こと。

六 憲法改正国民投票の効果

1 国民の承認

憲法改正国民投票において、憲法改正案に対する賛成の投票の数が投票総数の2分の1を超えた場合は、当該憲法改正について国民の承認があったものとする
こと。なお、最低投票率制度は導入しないものとする
こと。

2 憲法改正の公布

内閣総理大臣は、憲法改正案に対する賛成の投票の数が投票総数の2分の1を超える旨の通知を受けたときは、直ちに当該憲法改正の公布の手続を執らなければならないものとする
こと。

3 否決の効果

憲法改正国民投票において、憲法改正案に対する賛成の投票の数が投票総数の2分の1を超えなかった場合は、国会は、当該国民投票の期日後衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙が行われるまでの間、同一の憲法改正案を発議することができないものとする
こと。(法律に明記するか政治的取決め等に委ねるかについては、さらに要検討)

七 憲法改正国民投票無効の訴訟等

1 憲法改正国民投票無効の訴訟

憲法改正国民投票に関し異議があるときは、投票人は、中央選挙管理会を被告として、憲法改正国民投票の結果の告示の日から起算して30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができるものとする。

による訴訟の提起があった場合において、(ア)憲法改正国民投票の管理執行に当たる機関(国民投票広報協議会を除く。)が憲法改正国民投票の管理執行につき遵守すべき手続に関する規定に違反した場合、(イ)投票人の投票意思を妨げるおそれのある国民投票運動の規制及び罰則に違反する行為があり、多数の投票人が一般にその自由な判断による投票を妨げられたといえる重大な違反がある場合、又は(ウ)憲法改正案に対する賛成の投票の数又は投票総数の確定に関する判断に誤りがある場合であって、そのために憲法改正国民投票の結果に異動を及ぼすおそれがあるときは、裁判所は、その憲法改正国民投票の全部又は一部の無効の判決をしなければならないものとする。

2 訴訟の処理

訴訟については、裁判所は、他の訴訟の順序にかかわらず速やかにその裁判をしなければならないものとする。訴訟関係人及び中央選挙管理会その他の国の機関は、充実した審理を特に迅速に行うことができるよう、裁判所に協力しなければならないものとする。

3 訴訟の提起と憲法改正国民投票の効力

訴訟の提起があっても、憲法改正国民投票の効力は、停止しないものとする。

4 憲法改正の効果の発生の停止

裁判所は、憲法改正が無効とされることにより生じる重大な支障を避けるために緊急の必要があるときは、申立てにより決定をもって、憲法改正の効果の発生の全部又は一部を停止するものとする。ただし、本案について理由がないとみえるときは、この限りでないものとする。

により憲法改正の効果の発生を停止する決定があったときは、憲法

改正の効果の発生は、本案に係る判決が確定するまでの間、停止するものとする。

八 再投票及び更正決定

1 再投票

訴訟の結果、憲法改正国民投票の全部又は一部が無効となった場合（2の更正決定が可能な場合を除く。）においては、更に憲法改正国民投票を行わなければならないものとする。

2 更正決定

訴訟の結果、憲法改正国民投票の結果が無効となった場合において、更に憲法改正国民投票を行わないで憲法改正国民投票の結果を定めることができるときは、国民投票会を開き、これを定めなければならないものとする。

九 その他

1 国庫負担

憲法改正国民投票に関する一切の費用は、国庫の負担とするものとする。

2 その他

その他所要の規定を設けるものとする。

第三 国政問題国民投票の実施手続

一 案件の発議

国政問題国民投票に付する案件（国政における重要な問題に関して賛否を問う設問をいう。以下同じ。）は、国会の議決により、国会がこれを発議するものとする。

二 投票の効果

国政問題国民投票の結果は、国及びその機関を拘束しないものとする。

三 準用

国政問題国民投票の実施手続については、第二の規定（憲法改正国民投票

の実施手続)(六(憲法改正国民投票の効果)七の4(憲法改正の効果の発生
の停止)及び八の1(再投票)を除く。)を準用するものとする。

注 六から八まで除くことにするか要検討

第四 国民投票運動に関する規制等

一 投票事務関係者の国民投票運動の禁止

投票管理者、開票管理者、国民投票分会長及び国民投票長は、在職中、その関係区域内において、国民投票運動をすることができないものとする。

二 中央選挙管理会の委員等の国民投票運動の禁止

中央選挙管理会の委員等、選挙管理委員会の委員及び職員は、在職中、国民投票運動をすることができないものとする。

三 投票日前の国民投票運動のための広告の放送の制限

何人も、国民投票の期日前7日から国民投票の期日までの間においては、一般放送事業者、有線テレビジョン放送事業者、有線ラジオ放送の業務を行う者又は電気通信役務利用放送の業務を行う者の放送設備を使用して、国民投票運動のための広告の放送(討論会等及び四の1のテレビジョン放送・ラジオ放送を除く。)をし又はさせることができないものとする。〔ただし、違反に対する罰則は設けないものとする。〕

四 政党等によるテレビジョン放送及び新聞広告

1 テレビジョン放送・ラジオ放送

政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、日本放送協会及び一般放送事業者のテレビジョン放送・ラジオ放送の放送設備により、憲法改正案又は国政問題国民投票に付された案件に対する意見を無料で放送することができるものとする。

2 新聞広告

政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、新聞に、無料で、憲法改正案又は国政問題国民投票に付された案件に対する意見の広告をすることができるものとする。

第五 罰則

一 投票干渉罪等及び投票の自由・平穩を害する罪

1 投票干渉罪等

投票干渉罪、投票の秘密侵害罪、詐欺投票罪、立会人の義務懈怠罪等に関し、必要な罰則の規定を置くものとする。

2 投票の自由・平穩を害する罪

職権濫用による国民投票の自由妨害罪、投票事務関係者に対する暴行脅迫罪・投票箱等の抑留毀壞奪取罪、多衆による投票妨害罪、投票所・開票所等における凶器携帯罪等に限って、必要な罰則の規定を置くものとする。

注 公務員等・教育者による地位利用威迫罪及び買収罪は、設けないものとする。

二 国民投票運動の規制違反の罪

国民投票運動の規制違反（第四の一及び二に限る。）の罪に関し、必要な罰則の規定を置くものとする。

三 国外犯

国外犯に対し、必要な罰則の規定を置くものとする。

第六 国会法の一部改正

一 憲法改正の発議のための国会法改正

1 憲法改正案の発議

議員が憲法改正案を発議するには、衆議院においては議員100人以上、参議院においては議員50人以上の賛成を要するものとする。

憲法審査会において採択された請願については、その内容を憲法審査会提出の憲法改正案として提出するものとする。（法文上明記するか否かは、別途、検討する。）

憲法改正案の発議に当たっては、内容において関連する事項ごとに区分して行うよう努めなければならないものとする。

2 憲法審査会（仮称）

日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正案、日本国憲法の改正手続に係る法

律案等を審査するため、各議院に、常設機関として、憲法審査会を設けるものとする。

憲法審査会は、憲法改正案及び日本国憲法の改正手続に係る法律案を提出することができるものとする。

各議院の憲法審査会は、憲法改正案に関し、他の議院の憲法審査会と協議して合同審査会を開くことができるものとする。合同審査会は、各議院の憲法審査会に勧告することができるものとする。

憲法審査会に関する事項については、各議院の議決により特別の定めをすることができるものとする。

注 憲法調査会の憲法審査会への改組（憲法改正案等の議案の審査が所掌事務に加わること等）に伴う事項については、基本的には、憲法調査会の取扱いを踏襲しつつ、(a)調査・審査の対象が特定されていることや、(b)憲法改正案については特に慎重かつ十分な審議の必要性があること等にかんがみ、他の委員会と、以下の点で異なる取扱いを想定している。

- ・会期中・閉会中を問わず、審査及び調査を行うことができるものとする（閉会中審査の手續不要）。
- ・慎重審議のため、審査省略や中間報告制度は適用しないこと。
- ・憲法改正案の審査に当たっては、公聴会の開催を義務づけること。
- ・その他については、従前の憲法調査会での取扱いを踏襲（政府・最高裁等からの出席のあり方、証人喚問を行わないこと、補佐機関として独自の事務局を置くこと等）すること。

3 憲法改正の発議及び国民に対する提案

憲法改正案の議決に当たっては、各議院の法定議員数の3分の2以上の賛成を要するものとする。（先例上明確なので法文化は不要か）

憲法改正案について国会において最後の可決があった場合には、その可決をもって、日本国憲法第96条第1項の憲法改正の発議をし、かつ、同項の承認を求めるために国民に提案したものとする。

の場合において、両議院の議長は、憲法改正の発議をした旨及び発議に係る憲法改正案を官報に公示するものとする。

4 国民投票広報協議会

3 の憲法改正の発議があったときは、その国民に対する広報に関する事務を行うため、国会に、各議院においてその議員の中から選任された同数の委員で組織する国民投票広報協議会を設けるものとする。

二 国政問題国民投票に付する案件の発議のための国会法改正

- 1 議員が国政問題国民投票に付する案件に係る議案を発議するには、衆議院においては議員100人以上、参議院においては議員50人以上の賛成を要するものとする。
- 2 1の議案の発議に当たっては、国民が賛成又は反対を明確に表明することができる設問としなければならないものとする。
- 3 国政問題国民投票に付する案件の発議については、一の3及び4と同様とする。

第七 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を経過した日から施行するものとする。ただし、第六は、公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から施行するものとする。

二 その他

その他所要の規定を整備するものとする。